

建設業者各位

暴力団員等による不当介入に対する通報・報告制度について

公共工事から不良・不適格業者の排除に向けた取組のうち、町では、暴力団の排除に関しては、七戸町建設工事等暴力団排除措置要綱を制定し、また、建設工事請負契約約款に暴力団排除条項を整備しているところですが、さらなる取組を強化するため、このたび、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告制度を導入することとしました。

記

1. 導入内容

特記仕様書に次の規定を追加します。

「受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。」

2. 施行日

平成 26 年 3 月 3 日

(平成 26 年 3 月 3 日以降の入札公告又は指名通知の案件に適用する。)

3. その他

当該制度に違反し、不当介入があったにもかかわらず通報・報告を怠った場合は、七戸町建設業者等指名停止要領（契約違反）に基づく措置を行うことがあります。